

# ～新婚さん「こさい」へおいでん 新生活応援金を申請される方へ～

若い世代の湖西市への移住定住を促進し、職住近接(※)によるゆとりあるライフスタイルを提案するため、婚姻を機に湖西市へ転入する夫婦に対し、新生活応援金を交付します！！

※職場(勤務先)と住まいが近くにあること

## ◆対象者 (1～7すべてにあてはまる**ご夫婦が対象**です)

1. 夫婦のどちらか、または両方が平成30年10月1日以降、湖西市へ転入し、かつ、転入前の1年間、湖西市に住んでいない
2. 転入した日の前後60日以内に婚姻の届をしている
3. 婚姻の届をした日の年齢が2人とも34歳以下
4. 申請の日時点で、湖西市内に一緒に住んでいる
5. 申請の日から1年以上、湖西市に住む予定
6. 過去にこの応援金の交付を受けていない
7. 市税を滞納していない

この応援金は、湖西市への移住定住を促進するための制度です。今後、継続して市と関わりを持っていただけること、また市からのアンケート調査や移住者インタビューなどにご協力いただけることをご承諾のうえ申請してください。

## ◆応援金の額

1夫婦：10万円

## ◆申請期間

転入した日から6か月以内に申請してください

## ◆申請窓口

湖西市役所2階 企画政策課  
月曜日から金曜日 8時30分～17時15分(土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く)

必要書類などは裏面をご覧ください♪



お問い合わせは

こさい

湖西市役所 企画政策課

〒431-0492 湖西市吉美3268番地

TEL 053-576-4521

メール kikaku@city.kosai.lg.jp



# ～新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金申請チェックリスト～

## ① 対象者（すべてにチェックが付くことを確認してください）

チェック	確認事項
	夫婦のどちらか、または両方が平成30年10月1日以降、湖西市へ転入し、かつ、転入前の1年間、湖西市に住んでいない
	転入した日の前後60日以内に婚姻の届をしている
	婚姻の届をした日の年齢が2人とも34歳以下
	申請の日時点で、湖西市内に一緒に住んでいる
	申請の日から1年以上、湖西市に住む予定
	過去にこの応援金の交付を受けていない
	湖西市の市税を滞納していない
	申請しようとする日は、転入した日から6か月以内か

## ② 申請に必要な書類

チェック	書類名	説明
	新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金交付申請書（様式第1号）	湖西市ウェブサイトまたは企画政策課窓口で取得できます
	婚姻関係を証明できる書類 例) 戸籍謄本、婚姻届受理証明書など	戸籍は本籍地の市役所で取得してください ※遠方の場合は、郵便で請求することもできます
	転入前の1年間の住所の履歴を証明できる書類 例) 戸籍の附票、住民票の除票など	戸籍の附票は本籍地の市役所、住民票の除票は以前住んでいた市の市役所で取得してください
	世帯全員の住民票の写し(続柄・本籍あり)	湖西市役所市民課、新居支所、西部市民サービスセンターで取得できます
	1年以上湖西市に住む意思を示す宣誓書(様式第2号)	湖西市ウェブサイトまたは企画政策課窓口で取得できます
	夫及び妻の市税の滞納がないことを証明できる書類(※発行から1か月以内のもの) 例) 市税の滞納等がない証明書(夫及び妻それぞれの証明が必要です)	湖西市役所税務課、新居支所で取得できます
	新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金交付請求書(様式第4号)	湖西市ウェブサイトまたは企画政策課窓口で取得できます
	振込先を確認できる通帳の写し	口座名義人、口座番号が記載されたページのコピーを持参してください

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください

